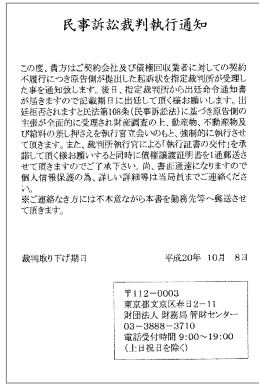


# 相手にしないで！ 架空請求



身に覚えのない請求「架空請求」が横行しています。

ある日突然、ハガキ、封書、メール、電話で情報サービス利用料の支払いや借金の返済を迫ってきます。

## よくある被害

こんな手口で請求してきます

●突然、有料サイト利用料の債権回収を委託されたというハガキが届きました。どうしたらいいですか？

▼これは架空請求です。何らかの名簿に基づき無作為に大量に送りつけられていると思われる根拠のない請求です。連絡すると個人情報を知られ、高額な請求を受けることとなりますので、絶

対に連絡しないでください。

「5カ月前に利用した出会い系サイトの利用料が未払いになっていて」と高額な金額を請求する電話が携帯にかかってきました。「利用していない」と断ったが「広告メールに間違っただけ」と断ったが「広告メールに間違っただけで料金は発生する。こちらには記録があるので支払わなければ裁判する」と言われた。

▼利用料は、あくまでも利用した人が支払うべきものです。仮に広告メールに間違っただけで、利用していない人に高額な請求をすることは不当なことです。利用してなければきっぱりと断り、相手にしないようにしましょう。

## 【特徴】

- 債権回収業者の名を語る。債権回収は、弁護士または法務大臣の許可を受け、正当な手続きを経た業者だけができる行為です。
- 「通信ネットサービスなどの利用料」の未納を名目としているが、債権者や債務の

内容は記載せず、何のことも分らないようにしている。

●裁判所への出廷、給与・財産などの差し押さえ、強制執行など、受取人の不安をあり、裁判取り下げ最終期日〇月〇日などと記し、至急の連絡を迫っている。  
●お客様コード記号番号を記し、さも、個人を特定して差し出しを装っているが、実は全て同一の記号番号であり、不特定多数に同じ文面で送りつけている。

●連絡し、債権の内容を尋ねると、利用料金は数千円程度で、裁判取り下げ料として数十万円要求される場合もある。振込先として銀行や郵便局の口座を指定することが多く、個人名義になっている。

**身に覚えがない請求には決して連絡しない！  
相手にしないで！  
支払わない！**

# 裁判員制度シリーズ①

【お問い合わせ】高知地方裁判所 ☎088-822-0340

**Q1** 裁判員制度とはどのような制度ですか？



**A1** 裁判員制度は国民の皆さんに裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の方に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。